

令和8年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和8年3月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 10人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	—	—
7 番	平野由里子	8 番	田代実	—	—
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 2人

6 番	古谷星工人	9 番	井上栄一
-----	-------	-----	------

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

## 5. 議事日程

日程第 1 一般質問（No. 8～No. 10）

## 6. 議会の状況

議 長 皆様、おはようございます。松田町議会定例会本会議第2日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき御苦労さまです。

報告いたします。井上議員より入院、古谷議員より所用により欠席の連絡がありましたので、御承知おきください。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中10名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元にお示しのとおりです。

議 長 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問に入る前に、事務局は録面の準備をしてください。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第8号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 田 代 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第8号、質問議員、8番 田代実。件名、耕作放棄地を防止するため農振農用地指定の解除を。

要旨。農業振興を目的に、農地の公団地番ごとに農振農用地を指定した一団の農地を対象に、農道整備や施設整備を行ってきましたが、近年の松田町の農地は担い手不足等によって、葛葉フジや竹林に覆われ復元できない耕作放棄地が多くなっています。

耕作放棄地が増加する最大の要因は、農振農用地は一度指定されると容易に解除できないため、山林に転用できないことが問題です。このことについて、次のとおり町長に伺います。

(1) 松田地区と寄地区の農振農用地内の耕作放棄地の面積について。

(2) 農振農用地指定の解除要件を満たしての山林転用の可能性について。

(3) 農振農用地を解除できない耕作放棄地に対する対応について。

以上3点について、よろしく願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。定例会二日目、よろしく願いをいたします。

それでは、田代議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、現在、松田農業振興地域整備計画書は平成30年3月に策定をしており、農業振興地域総面積は427.1ヘクタールで、内訳は農用地158.4ヘクタール、山林原野199.7ヘクタール、住宅地25.6ヘクタール、そのほか43.4ヘクタールとなっております。

また、農用地の158.4ヘクタールの内、農業振興地域農用地として129.3ヘクタールを地番指定しており、松田地区が54.7ヘクタール、寄地区74.6ヘクタールでございます。

それでは一つ目の御質問にお答えします。最新の令和6年度の内容を説明いたしますと、本町の遊休農地、いわゆる「耕作放棄地」は、農業振興地域農用地面積129.3ヘクタールのうち20.4ヘクタール、割合にして15.7%が遊休農地でございます。地区別では、松田地区の農用地が54.7ヘクタールのうち13.6ヘクタールが遊休農地であります。寄地区の農用地は74.6ヘクタールのうち6.9ヘクタールが遊休農地となっております。

次に二つ目の御質問にお答えします。農用地の指定解除につきましては、本町が策定いたしました農業振興地域整備計画に支障がなく、「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる「農振法」第13条第2項による計画の変更の要件を全て満たし、かつ農振除外の目的が本町の農用地区域からの除外要件に該当するものに限られます。

具体的には、「農用地利用計画」にのっとりた上で、六つの要件を全て満たす必要があります。一つ目に、農用地以外の土地とすることが必要で、かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。二つ目に、農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。三つ目に、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれが

ないこと。四つ目に、農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。五つ目に、農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していること。六つ目に、農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の達成に支障を及ぼすことがないこととなっております。

次に、そうした農用地区域内農地を解除する要件を全てクリアした上で、山林転用の可能性についてお答えをいたします。

まず、農用地指定されている土地については、町が定める「農業振興地域整備計画」に基づき、長期的に農業上の利用を確保すべき優良な農地としてされており、農振法第17条による「農地等の転用の制限」による県の同意が得られない限り、現在の法律での農地転用は非常に難しいものとなっております。

なお、農地転用の見直しにつきましては、おおむね5年に一度の「農業振興地域整備計画」の定期見直しにて、県と調整を行うもので、現在、本町では令和7年度末を目標に計画変更を行う予定で進めております。

計画の見直しでは、町の農用地区域の設定基準に照らして、除外すべきか調整を行うものであり、国の方針では、農業振興を図り、農用地を減らさないことが前提であります。また、ほかの市町村の事例では、定期見直しにより除外した例はほとんどなく、見直しが行われた例は、山林の状況で接道がない「ぼつんとした農地」のような状況のため、やむを得ず認めたものがありました。また、見直しの中で、例えば、町がその土地を含めて、農業振興として木材供給を図っていくなどの計画があれば、県との調整によって、転用が可能ではないかという事例を確認しております。

次に、三つ目の御質問にお答えいたします。農振農用地を解除できない耕作放棄地の対策については、現在行っている主な町の取組3点を御回答させていただきます。

1点目は、荒廃農地化を防ぐための取組といたしまして、農地が荒れる前に、貸借り等を活発に行っていただけるよう、令和5年度から「新規就農者等担い手支援補助金」を創設し、新たな担い手や規模拡大を考えている既存の町内農業者を後押ししております。

二つ目に、平成26年から制度開始をいたしました農地中間管理機構による農地の貸借で、いわゆる「農地バンク」という制度でございます。農地を借りたい人、貸したい人の相対での賃借契約に比べ、負担感も少ないことから、農地の貸付け希望のある方に、農地中間管理機構の貸付け希望申出書の提出を促しております。

3点目は、既に荒廃してしまった農地を作付可能な農地に戻すための制度として、令和7年度から「遊休農地等再生事業補助金」制度を開始しております。市街化区域を除いた農地で、遊休農地の状況を三つに分類して、500平方メートル当たりの単価にて補助をしております。この補助金は、当初、制度を開始した際の条件では、農用地のみを対象にしておりましたが、実績がなかったため、要綱改正を行い、市街化区域を除いた農地に条件緩和をしております。

こうした本町の取組につきましては、今後も継続して農業施策の目標に掲げておりますとおり、毎年実施しております「農地利用状況調査」を通して、耕作されていない農地の所有者などから、将来にわたる農業経営について御意見を賜り、管理ができていない方の情報などをまとめて、持続可能な地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

8 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございます。

今回こういった質問させていただいたのは、前回の12月、松田町におけるクマ対策とジビエ処理加工施設の今後の運営という中で、クマについて、1点目、触れさせていただきました。あまりクマ、クマと発言してしまうと、松田町の印象が少し悪くなるのではないかとということで、今回のタイトルが、耕作放棄地を防止するため農振農用地指定の解除というふうに弱めました。実際には、クマ対策、クマの出没を防止するため、農振農用地指定の解除というふうに読み替えていただきたいと思います。活字に残すと、ちょっとクマとあまり表現すると、誘客とか定住を進めるのに妨害しているような感じになりますので、こういった表現にさせていただきます。でも本当にね、すごい深刻な問題

なんで、前回の12月の一般質問に続き、第2弾ということで、具体的に今回質問させていただきます。

1番、2番については、主に担当参事から、ちょっと確認事項ということで質問させていただいて、3番が一番大きい問題だと思います。農振農用地の解除と。これについて、私も役場にいたときに農業委員会事務局を担当したりとか、あとは自分でも農地を耕作しているんで、農家にとって、この農振農用地を指定されてしまうと、大変な問題だと。よいときはいいんですよ。行け行けどんどんで整備してもらえますから。担い手がいなくなった場合に、農地以外に維持することできないんですよ。極論で言うと、山林に転用すれば、今県の通称水源環境税ですか、そういったものがあって、施業をほとんど県が負担して、地主の負担なしで行っていくと。耕作放棄地を防止する最高の私は手段だと思います。そのためには、地番指定されている荒れ山について、農振農用地を解除してほしいということで今回発言しました。皮肉なことに、農振農用地が増えると、そこにシカ、イノシシ、もっと恐ろしいのはクマが定住し始めています。荒廃農地が増えれば増えるほど、今のシカ、イノシシ、クマが定住して、そこを起点に、優良農地、しっかりミカンやお茶を作っているところにある農作物。穀類もあると思います。そういったものを食い荒らしてしまうということで、一段の荒れ山については、農振農用地を解除していかないと、将来の松田の農業はないというふうなことを前提に質問させていただきます。

まず1点目です。先ほど明確な回答ありました。松田町の今、守る面積が農振農用地で全部で約130ヘクタールですね、あると。そのうち、15%が荒廃地になっていると。松田地区では25%、寄で9%ということで、多分、寄はお茶で耕作しやすいから、松田地区のミカン畑と違って、ある程度管理しやすいのかな。だから、10%行かないのかなと。片方のミカンのほうは、ミカン価格が暴落したことも原因になって、毎年荒廃農地が増えてます。そこで回答のあった松田地区15%、寄地区9%ですか。これが荒廃農地になっているんですけど、これ何件ぐらいですかね。あとはこの要因として、担い手不足だと思うんですけども、荒廃農地が多くなっている裏づけとして、農家の状況、これに

ついて、参事のほうで数字持っていましたら、御回答をお願いいたします。

参事兼観光経済課長 ただいまの質問の遊休農地のそれぞれの地区の件数については、すみません、詳しいデータを持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

状況といたしましては、議員さんの御発言のとおり、現在の荒廃地に、耕作放棄地につきましては、高齢化等担い手不足、採算性の低下、鳥獣の被害、こういった要因によりまして、年々、耕作放棄地が増えている状況があります。町としましても非常に憂慮すべき事態と考えております。

対策といたしましては、地域計画の集約集積等がありますが、松田町のような急傾斜地の農地ではなかなか難しい現状がございます。

8 番 田 代 先ほど、件数は後ほどだったんですけど、枝の部分ですから結構です。それは出さなくて結構です。

担当参事としてね、では、例えば松田地区でいいですよ、松田地区に限定して、10年後の耕作放棄地、また20年後の耕作放棄地、その状況についてどのように考えられるのかと。特に私はね、各農家で後継者がいるかどうかなんです。その辺も踏まえた中で、担当として、この耕作放棄地、今現在、松田で15%、寄で9%、松田についてこの15%の数字が上がるか下がるか。下がるってことはないんですけども。どのように耕作放棄地がこれから推移していくか。これについて担当としての考えをお願いします。

参事兼観光経済課長 御質問どおり、御質問のとおり、参事としての私見でお答えさせていただきます。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、10年後、20年後の耕作放棄地については、要因としていたしましては、高齢化と担い手不足、特に松田町、先ほどの御質問にありましたとおり、ミカンがいい時期があったんですが、採算性が合わない、低下しているというような状況がございます。また鳥獣被害などの要因によりまして、10年後、20年後は耕作放棄地が増えている状況が考えられます。

しかし、現状のとおり、現状、理念は、国としての理念は守る。しかし現実には、担い手がいなければ守れないといったものがございまして、理念と現実が

合っていない状況がございます。松田地区、寄地区という御質問がありました  
が、松田地区については先ほどの御質問のとおり、ミカンがよかった時期が過  
ぎて、松田山を視察とか農地パトロールに行きますと、やはり荒れておりまし  
て、ミカンの代わりにレモンを植えても、なかなかそれが対策としてならない  
といった、またはミカンが枯れてしまい、ススキが覆っているような状況も確  
認しております。こういったことで、松田地区はさらなる耕作放棄地が増えて  
いくのではないかと考えられます。寄についても、パトロールをした中ではお茶  
ということがございましたが、お茶も栽培できているところは栽培できているん  
ですが、そのまま放置されてまして、お茶が伸び放題といったところもござい  
ました。寄地区についても、担い手、そういった問題によりまして、耕作放棄  
地、遊休農地が増えるというような見込みが考えられます。

8 番 田 代 はい。回答ありがとうございます。

1 番については、耕作放棄地、今の現状に対してこれからどうなっていくの  
かと、これが大きいポイントで質問をさせていただきました。値段が、ミカ  
ン、最近よくなっているんですけども、後継者の育った環境、意識によっ  
て、担い手が農地を守れるかというのは、私は一番大きなポイントだと思いま  
す。私、御存じのとおり昭和30年生まれで、今年70になりました。30年代生ま  
れの方は、何とか細々と、担い手として、何割かの方はやっていただけと思  
います。ところが30年代後半、高度経済成長期、特に40年代に育った方、そう  
いった方は、もう家庭をすごい大事にします。事実うちの子供でも、一切うち  
の手伝いはしないです。自分の仕事があるから勘弁してくれ、おやじの時代で  
終わりにしてくれと。お金が少なくなるとかそうではなくて、今二人が働けれ  
ば、農地なんてやらなくても、十分生活できるんですよ。だから担い手がいな  
くなる。40年代以降、50年代、60年代という親御さん見てると、本当に子供を  
大事にして、二人で育て、あの小学校、幼稚園、そういった行事は夫婦で出  
ていると。もう土日なんて百姓なんてやらないですよ。そういう背景があるか  
ら、私はこのパーセンテージが、20年後には50パーになるんじゃないかな。こ  
れ松田山でちょっと限らせていただきます。松田山の地主さんは、ある程度、

耕作者は顔が見えますから、そのおのおのの家の後継者の方をイメージすると、50%ぐらい行ってしまうのではないかな。これ20年後です。私が生きてるかどうかわからないです。ただ、そうなる前に手を打つことがあるのではないかとということで、今回質問をさせていただきました。

2点目に移らせていただきます。2点目、農振農用地指定の解除要件を満たして、山林転用の可能性、これがあるのかと。冒頭、私お話ししたとおり、かなりこれ厳しい法律です。ちょっとやそつとでは、県は、許認可を持っている県は解除しないです。そういった例で、松田町において、こういった耕作放棄地を解除した事例があるか、これ松田山でも寄でも結構です。まずそういった事例が過去にあるか、これが確認事項です。よろしくお願いします。

参事兼観光経済課長 はい。まず現在の計画の見直しであります。平成30年の時点でございますので、見直しについて説明させていただきます。

8 番 田 代 今までいいんだ。今までで解除した事例があるか。

参事兼観光経済課長 じゃあ、それを含めて説明させていただきます。

その際の農用地の除外の実績につきましては、寄の萱沼にありました養鶏場並びにその周辺の農用地に対しまして、近代化不適地という理由で農用地が除外されました。また寄地区でも、小規模の点在、先ほど町長の答弁にありましたとおり、接道がないぽつんとした農地のような場所について、農用地の除外がされた経過がございました。そのほか、農用地が公共用地、町の買収によりまして、町道や農道になった場所につきまして、同じく農用地の除外をした経過がございます。

以上です。

8 番 田 代 寄の事例は分かりました。松田山の事例でいかがでしょうか。

参事兼観光経済課長 はい。松田山の事例では、先ほど答弁させていただきました、農道になった中央農道、そこで町が買収したところには、については農用地の除外をした経過がございました。

8 番 田 代 ちょっと角度を変えて、私の持論を申し上げます。

都市計画図です。御存じだと思います。ここのラインが都市計画区域の北側

になります。北限です。南側は松田山ね、松田山に限っては、東名から北です。これが調整区域の指定しています。神山については、平地を除いた山間地ですね。ほとんどミカンが植わっているか、一部山林なんですけど、ここについても調整区域の指定。一方の寄は、御存じのように、都市計画区域外ということで、このことについて私の私見を述べさせていただきます。農振農用地、全ていけないわけではないです。基盤整備するとき、近代化施設を整備するときには、必ず農用地面積が要件になります。しかし農業がこうやって停滞してしまった。でも簡単に解除すると、今度は乱開発なんですよ。それがあるから、私はここでちょっと寄は除外して、松田地区についてお話しすると、農地法、農振の絡みの法律、それである程度畑は守られています。ただ一方で弊害の部分は今、出ています。見方を変えると、都市計画区域、これでしっかりと、調整区域は厳しい法律ですから、簡単に乱開発できません。遠藤さん、この辺分かると思うんだけど、ここの部分、これは私ね、標高200メートルからね400メートルぐらいのラインなんですけれども、ここから急になってるんですよ。これは山林。この都市計画区域の調整区域の北限のラインから南が畑が多いんですよ。それに農振農用地が指定され、農道も結構入っていると。そういう考えで、まずよろしいですよ。

参事兼観光経済課長 はい、おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

8 番 田 代 すみません。申し訳ないです。こういったことで、一つは都市計画法で、調整区域の指定なんで、乱開発が食い止められると。そのような県にね、農振農用地の解除を申請するときに、ぜひ追い風の言葉なんで、その辺は説明資料としてお願いしたいんですよ。では、具体的に農振農用地の解除が必要かどうかという事例をお話しします。ほとんど農道整備したところは、その整備とセットで農振農用地に指定されるか、以前から農振農用地の指定を受けていて、その整備ができたということで、新しい農道が入ると、その周りほとんど農振農用地、農業やっていけよと。多額な金を投資して整備できたんだから、農振農用地を指定すると。または優良農地だから、以前から指定されていたということで、そういったものは簡単に解除されません。一つの事例をお話しすると、

私の住んでいる根石、その裏側の根石山。これについては、皆さん若いからあまり記憶ないと思うんですけど、昭和39年、農業構造改善事業、松田町の第1号として整備しました。2期計画で40年以降行う予定だったんですけども、面白い話で、ミカンがすごい高かったんですよ。1台トラック、2トン車で2トン出せば、借家が1軒建ったと。そのような時代でしたから、2期工事の拡幅については、地権者の協力ができなかつたんですよ。いや、それだけ取られちゃったら、ミカンで稼いだほうがいいし、何とか軽トラックで入っていけるんだから、そんな3メートルの農道はもう造らなくていいと。この事例を基にお話しします。

農業改善、構造改善事業に行った3メートルの農道、しっかりしたあの緩い勾配で、農地の中を走ってます。で、その周りは全て農振農用地です。ここからポイントなんですけれども、今お話ししたように、その先の二期工事でできなかった昔ながらの細い認定外道路、認定外農道。これについては農振農用地がかかっていないんですよ。この辺についてはね、副町長が一番、あの、地権者であり、また経済課でも農道整備したと思うんで、後からお伺いしますけれども。副町長も御存じのように、根石山、今、東名から上、昔は根石山まで20町歩ぐらいあったような話を聞いております。20ヘクタールです。ミカンがいいから、みんな一生懸命やったんですよ。秋田県、山形県とか東北の水田農家の方が収穫作業で来て、その家に泊まって、根石だけでも30人とかそのぐらいの人が泊まって作業していたと、そういうよい時代です。そのときはミカンがよかった。39年の構造改善事業で農道も大きいのが入って、すごい活気があったんですよ。ところが47年の暴落を機に、皆さん大きくやっているから、生活できないから、他産業に仕事を移してしまうんですよ。ですから、耕作放棄地が、皮肉なことに一番根石山が多い。その周りは農転できないから、もう荒れ山になっています。竹林、葛葉フジ、あとはススキですか。そう言ったもので。あと3点目に質問しますけれども、そこを元の農地に戻すなんて、とてもじゃないけどできない。急斜面で機械も入れられない。もう絶対に戻らない。そのような状況になっています。一方で、今お話しした第2期で行

いたかった、中腹から最明寺公園に向けての農道についてはできませんでした。そこは農振農用地にかぶっていないから、しっかりした農家は山林に転用しています。山林に転用しているから、その中で、シカとイノシシの被害はあまり聞いたことないです。耕作放棄地になっているところに、シカ、イノシシ、クマがたまに来るのではなくて、定住化しています。そこを住みかにして、優良農地の農作物を食いあさっていると。このような状況です。ですから、私は解除していただきたいということで、副町長にちょっと、私見で結構なんでね、回答お願いしたいんですけれども。根石山の状況、私が今お話しするように、絶対解除が必要だと。それが隣の西山農道、そこに完全に移っています。西山農道は通り抜けできない。荒廃地になって、車が通り抜けできない。東名の側道から少し入っただけで、もうそれから先は農地がない。次に中尾農道は、もう6年ぐらい前に、五、六年前に農道組合が解散しました。ですから、あと10年ぐらいたつと厳しいのかなと。次に馬草山農道かな。そこももう荒廃地になっている。大林農道も、今は何とか頑張っている。でも20年したら厳しいな。10年過ぎから、完全に荒廃地化してくるのかな。残るは県の補助金いただいたりして支援している、中山間農業地の中央農道沿い。それと橋倉。あの辺は少しは残っていくのかな。そこでね、それがポイントなんですけれども、荒廃地に住み着いたシカ、イノシシ、クマが、その優良農地を目がけて食いあさってくるんですよ。農家によっては、もうクマが出るからやだよってことで、それが原因で、今までは何とか耕作していたけど、もう行きたくないという声も出ています。そういった中で、この農振農用地を解除しないと大変な時代になってくるということで、副町長、私見についてお願いいたします。私の考えについて一つお願いします。

副町長 私見でというところで、私のほうでお断りをさせていただきます。

今、田代議員のほうから、根石の山の状況をですね、詳しくお話を聞きました。恥ずかしながらですね、私も昭和30年代生まれでですね、私の家も農家、ミカン農家をしていたというところもございます。先ほど議員さんのほうからですね、お話がありました第一次の農業改善事業、この第二次にですね、私の

ミカン畑といいますかね、そこも区域に入っていたんですけども、先ほどのお話のように、そこは農振農用地の網をかけずに済んだと、今、今で言うと済んだというような表現になってしまっています。というのもですね、私も本来であれば農業をやる身でもあったのかもしれませんが、御存じのように役場に入庁させていただいた機にですね、しばらくは続けていたんですが、やはり専門というところには非常に厳しい部分もございまして、山林に転用させていただいたということがございます。当時、森林組合ではなくて、造林公社ですか、造林公社というのがございまして、そこをお願いしましてですね、森林に転用をしたという経緯がございまして。そういったところもございましてですね、私もあまり農業に関してですね、強いことを言うこともできないんですけども。実際に今、山を見てみますと、非常に荒れてるというのは、もう目の当たりです。先ほど出ました西山農道、また中尾農道の組合もですね、もう既に解散をしてしまっているということで、なかなか、今まで1年に1回組合員が出てですね、農道の手を整備をしたり、維持管理をしていただいた経緯もございまして、今はなかなかそこもですね、不足してしまっているということで、荒れているというのは確かでございます。

この現状を見てですね、国県の農地を守っていく、農業の振興を守っていくというのは、非常にこれを私も分かります。ただ、やはり現実を見ると、非常に厳しいのかなということがございまして、またその反面ですね、やはり町としましても、獣害の被害も含めますけども、やはり山が荒れてくると、災害というところにもつながってくる可能性もあるかなというふうにこれを考えております。そういった中でですね、今の現状の法律、また制度のもとでですね、すぐに解除というのは非常に厳しい部分があると思いますけども、この辺はですね、農業の振興を図りつつですね、一方では、やはりこの解除の、解除というかね、緩和というかですね、条件の緩和ですとか、何かそういうところですね、行政も少し手を、要望という形になるのか分かりませんが、ちょっと形分かりませんが、何かその辺にですね、行政としても手を打っていかないといけないのかなというふうに考えております。

以上です。

8 番 田 代 副町長の立場で生の声ありがとうございます。

ここで2番はおしまいにして、時間の関係で3番に移らせていただきます。3番について、農振農用地を解除できない耕作放棄地に対する対応。これ予算でも、そういった耕作放棄地については、3番目の回答で、既に荒廃してしまった農地を作付可能な農地に戻すための制度として、令和7年から遊休農地等再生事業補助金、これを創設したと。あとは農地バンクで貸借りやっあってあっせんしているよと。それ以外に、平成5年から新規就農者と担い手支援補助金、こういうのやっっているよとあっったんですけども、実際にこの三つの事業の中で、荒廃地を元に戻して耕作している、そういった実例ありますか。これは参事、お願いします。

参事兼観光経済課長 はい。まず、新規就農者等担い手支援補助金の実績。

8 番 田 代 時間の関係でコンパクトに答えて。

参事兼観光経済課長 はい。でございます。令和5年度に2件です。4筆、面積で言いますと3,600平米。令和6年度では6件、筆数・・・

8 番 田 代 それ耕作放棄地を元に戻してるかどうかって質問なんです。

参事兼観光経済課長 そうです、そうです。

8 番 田 代 それ戻してる。はいはい。3,600平米。次は。

参事兼観光経済課長 令和6年度には6件、筆数で12筆、面積で6,600平米。令和7年度で1件、筆数でいうと3筆、面積で2,400平米でございます。3、今の御質問で、お答え、御質問のとおりお答えしますと、3年間の平米数の合計に対して、遊休農地の解消の実績は、3年間の計では約3%となっております。

次に農地バンク、農地中間管理機構の貸付件数と面積でございますが、令和5年度3件で、筆数5筆、面積で4,579平米、令和6年度6件で、筆数13筆、面積で言いますと7,339平米、令和7年度2件、筆数19筆、面積でいうと9,033平米でございます。先ほどのとおり、質問に対しての答えとなりますと、平米数の合計に対して、遊休農地の解消の実績は約8%となっております。

最後に今年度から制度を開始しました遊休農地再生事業につきましては、実

績がないような状況でございます。

以上です。

8 番 田 代 ちょっと今聞いててびっくりしたのは、これ荒廃地になっているところを、農地バンクで借りて、耕作し直した。それと、その前の担い手支援事業ですか。それで、耕作放棄地をきれいにして耕作し始めた。違うんじゃないですか。今ある農地で、農地バンクで農地として何とか維持しているけれども、高齢化でできないから借りていると、そういったあっせんとか、そういうものだと思うんですよ。耕作放棄地を元に戻した。それが両方で11%、これは私違うと思う。

参事兼観光経済課長 はい。すみません。おっしゃるとおり、すみません。遊休農地で答えてしまいました。中には耕作放棄地もございましたが。

8 番 田 代 時間もったいないから。

参事兼観光経済課長 遊休農地の実績でございました。

8 番 田 代 そこそこの農地を引き継いでやっている、そういう解釈ですね。

ここからが結論なんで、もう少し時間取りたかったんだけど。今ロスタイムになってしまったんで、申し訳ないです。町長ね、ここからは町長のお願いしたいことなんです。今お話ししたように、農振農用地の解除って、県って、農振農用地を守る立場だから簡単に解除してくれない。ところが、松田町以外にも、隣の山北町の急傾斜地、あとは南足柄もね、急傾斜地あります。それに農振がかぶっているところがあります。その辺をね、政治的に動いていただけないかなと。1市2町の町長が、現状はもう十分把握していると思います。そうすると、南足柄を中心に1市5町の一つの団体、首長懇があります。そういったところで話題に出していただいて、もう全面的にもう荒廃地が進んでいる場所です。隣はきれいにやっけて、その隣を山林というのはできないです。もう一連の荒廃地が進んでしまった箇所、そういったものについて、県に農振農用地を解除していただく。それについてぜひお願いしたいと思います。どうでしょうかね。

町 長 一連の流れを見ていて、まず人の命を守らなきゃいけないというところから

の質問だということで、何となく理解はできました。やっぱりこういった面ではですね、命を守っていかなきゃいけないようなと、いけない、守っていくことは当然我々がやらなきゃいけないこと。その原因として耕作放棄地が原因になっているとするならば、それを解消していかなきゃいけないというふうな感じで思っていますので。ただ一方です、確かになと思いつつ、今、田代議員がおっしゃっていて、よく分かるんですけど、やっぱり、ときによかったときがあって、そうじゃないときになって、今現在、困っているというふうなことは、当然困っていることは解除したいところなんですけども、やはり国県の施策の中でね、やっぱりどうしても食料安全保障だとか、そういった面で行くと、神奈川県だけでも食料自給率がエンゲル係数でたった2%しかないというふうなことからすると、一方でやっぱり、農業、農地を担当している我々としても、やっぱり農業振興を図りつつやらなきゃいけないので、それが図れないというような場所であれば、今、言われているようにですね、松田町だけの課題じゃないと思いますので、そういった意識を持っていただいているだろうと思われる自治体とタッグを組んで、国県に対して要望をしていくということは、最終的には人の命を守っていくということにつながっていくことであれば、やっていきたいというふうに考えます。

以上です。

8 番 田 代 はい。明確な回答ありがとうございます。

1点、食料自給率、そういった面からも、昔はよかったけど、今困っているから農振駄目だよというのはいけないというのは分かります。で一番いい例が、私、あの南足柄の千津島に水田を持っています。平成の前半です。圃場整備をして、あの一帯がすごい大きくなりました。おかげで細かい農地だったものが1枚20アールの、圃場整備によって1枚の畑になりました。そうすると借り手がいるんですよ。大型機械を持っている方に農業委員会の許可をいただいて、貸借契約を結びまして、もう20年以上作ってもらってます。ですからそういった場所について、開成町もそうです。圃場整備終わってきれいになっています。そこはもう米の自給率からいって、絶対守らなければいけない。私が

お話ししているのは、もう駄目になっちゃった、じゃあそれが戻るのかというのが松田山の急斜面の荒廃地なんです。前回の質問、ちょっとポイントを朗読させていただきます。クマに襲われ死傷者が続出していることが社会問題となっている。クマの出没に対し、町民の身体を守る対策はと。これに対して、令和元年度から7年度までは65件、6年度から増加しているが、人的被害はない。今のところ人的被害はないと理解しています。クマ対策は、広報等で注意喚起や熊スプレー購入補助の通知やエサとなる放棄果樹をなくすため、放任果樹の伐採を行っている。これで止められるのかなという。先ほどお話ししたように、荒廃農地はだんだん多くなっています。そこに巣くって、巣を作って定住化して、優良農地を食べに来てる。これが事実です。その面積が多くなればなるほど、シカ、イノシシ、クマの生息数も多くなると思います。これについては猟友会の方と一度話したときに、やはり年々多くなっていると。あの耕作放棄地もかなり見られると、そういう話を実践論を聞いておりますので、この辺は御理解いただきたいと思います。県のほうでは緊急銃猟、これを自治体に委ねて、緊急時には殺処分とあるんですけど、飛び過ぎているんですね。この間にもう少しやることは、農振農用地の解除だというふうに思っています。もし県がこれだけ言って駄目だったら、逆に地主さん、私、皆さんとお話しして、何とかまとめたと思うんですけど。これは町長がねロープウェイ構想ですか、寄までやった。あれとちょっと似てるんですけども、松田山の南面の荒廃農地を農振解除できなければ、農用地の指定解除できなければ、県営のシカ、イノシシ牧場、またはクマ牧場、そういったものを整備してもらってもいいのかなと思いますが、町長、この件どうでしょうか。とつぴな質問で申し訳ないです。

町長 アイデアとしてはお伺いをさせていただくというふうになりますけど。いや、別にあれです。いや、そういったところから何でも始まるわけですから、それは私はいいいいとか、アイデアとしてということを言わせてもらいました。

実際ですね、私も土地連の理事にもなっちゃっているところもあって、この

間、内山のほうが圃場整備が終わったということで、本当に地域の方々をまとめていただく代表が、やっぱりトップがいて、最終的にやっていただいて、今使っています。ただ、田代議員がおっしゃるように、急勾配のね、ところが、本当に松田町は多いので、何とかそこをしていかなきゃなという思いは当然あります。

その中でですね、今その土地連のほうでも、まだまだちょっと事務方レベルで話しているんですけども、やはり松田山のその先ほどの都市計画のラインがありましたけど、それよりちょっと若干上のほうか、あの辺で1本、その東西に道を1本入れると、もう少し農業もしやすくなったりだとか、やっぱり谷を全部越えていかなきゃいけないですけどね。あれに例えば100億かかるのか、幾らかかるのかという数字を見て、例えばこれが100年構想だと1年間に1億じゃないですか。そういった未来を見ながらやっていくということをしていくようなこともしていかないと、考えていかないと、このままずっとしてもしようがないという思いも一方であります。なので、それも一つのアイデアです。今みたいな話を、やっぱり地主の方々とも話ししながら、将来に向けた松田山の利活用、また松田山のほうでそういった人的被害が出ないように対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

8 番 田 代 ちょうどあと1分になりましたので、ゼロになるとと思いますが、簡潔に、最後の締めをさせていただきますので、議長よろしくお願いします。

町長からお話があった土地連の広域農道団体営農道、私もね、平成6年当時行っていたんで、そのことはすごい理解しております。当時はね、今の中央農道の入り口から松田山を横断して、山北の高松のほうまでつなげようと、そういう考えもありました。1本1本谷で切られている農道をつなげれば、もっと農業振興になるんじゃないかという話もあったんですけど、その後、いろいろ賛同が得られなかったようで、立ち切れと、あとは財政的にも、県が落ちてきたのもありましたね。そういったことであの立ち切れになっています。ですから考えは分かります。ただ、それを通して、松田山についてはもう後継者

がもういないということですので、その辺は御理解いただいた中で、これから事務屋では限界ありますのでね、やはり政治的なものがすごい大切なことだと思います。私も一議員として、地元の選出の県議会議員に強くお願いします。町長もそういった角度で、取りあえず南と山北の町長とその問題を話し合っていたら、松田山の現状を、もう一度、今私のお伝えした目で、もう一度見ていただきたいと思います。それで賛同いただけるようでしたら、1市5町で一丸となって、やっぱり県西地区の問題点ということで、政治的に解決をお願いしたいということを強く要望して終わりにします。回答は結構です。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第8号、田代実君の一般質問を終わります。

受付番号第9号、武尾君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 武 尾 それでは、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。受付番号第9号、質問議員、第2番、武尾哲治、件名、令和8年度予算案「持続可能な稼ぐマチへの進化」について。

要旨。1、「稼ぐマチ」の基本的な考え方について。

2、令和8年度における「稼ぐマチ」の具体的な重点事業とその事業が目指す効果について。

3、「稼ぐマチ」へ進化する為には、西平畑公園を含めた松田山への投資が必要だと考えますが町のお考えは。

よろしく願いいたします。

町 長 それでは、武尾議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

一つ目の御質問にお答えいたします。「稼ぐマチ」の基本的な考え方につきましては、大きく分けると二つと考えております。1点目は「人もうけ」による増収増加、増収等の増加。2点目が官民連携による増収収入等の増加を考えております。私が考える「人もうけ」というものはですね、町の魅力を向上させることによって、人口や企業、関係人口だとか交流人口が増えることを意味しております。「人もうけ」というふうなことによる増収の増加策を申し上げますと、1点目に、住民や、先ほど申したと同じこととなりますけれども、住民

や法人等が増加し、併せておのおのの収入が増加することによる町への税収の増加。2点目の、2点目は、松田町の魅力を向上、魅力向上による交流人口、関係人口の増加による地域経済の活性化による増収。次に官民連携事業による効果につきましては、1点目に町有施設の運営を民間事業者に経営を行っていただくことによる町負担を抑えて、その分をほかの事業に充てることができる。2点目は、町が投資を行うことにより、ふるさと納税などの町税外収入を増やすこととなります。

私は「稼ぐ」意識を強く持つ理由といたしましては、松田町は以前から、少子高齢化による人口減少や、地域産業の停滞による担い手の減少などに直面しており、現状では、将来的な多種多様なニーズに対応するための、町民サービスに必要な財源確保が非常に難しい状況になることが容易に想像でき、常に危機感を持っているためです。

それに、もしも、これまでの歩み「稼ぐ」ということをやめてしまうとどうなるのかと考えてみますとですね、例えば、介護保険事業や障害サービス給付金などの扶助費などと言われるものなどを含めた義務的経費、絶対もうかかってしまうということがこれから増えてくることによって、新しい事業や既存施設の維持管理もできず、また町のイメージが低下し、選ばれない町になることにより、子育て世代をはじめとした人口減少が進み、税収が減り、町民サービスがなくなるなど。また、水道や介護保険料など利用料金も対象者の減少により、割り勘効果が減ることにより、値上げに直結します。また、子ども子育て世代への支援策であります「10の無償化」などのサービスがなくなることや、教育施設の維持管理機能が低下、高齢者福祉はもちろんのこと、全体的なサービスがなくなるなどの今の暮らしの水準を相当見直す必要が出てまいります。さらに、自己資産を管理できない人が増え、空き家や耕作放棄地等が増えていく可能性も、先ほどの、昨日の秋田谷さんの質問と田代さんの質問と同じような可能性も考えられますし、消防団員など、地域の担い手不足やコミュニティの共助機能が低下することで、防災力の低下を招き、災害弱者等の増加を招くことにもつながるおそれもございます。

今述べた内容は、ほんの一部でございます。このような事態にならないように、常に危機感を持っていくために、「稼ぐマチ」を目指す必要性を強く感じ、行政経営を行っているということでございます。

二つ目に、令和8年度における具体的な重点事業について申し上げます。

1点目に、新松田駅周辺事業につきましては、通勤通学及び町外からの来訪者を含めた安全の確保及び、多くの来訪者が回遊できる魅力ある駅前広場の整備、民間投資による産業施設などが建設されることによって、このエリアと利便性を高めることにより、交流・定住・移住人口の増加による自主財源の確保を目指すということになります。

2点目に、スポーツツーリズムの推進拠点事業については、寄テニスコートの増設や管理棟の新設、駐車場などの受入環境を整え、地域資源を活用したスポーツや観光客の増加によるスポーツ及び観光消費額を含めた地域経済循環の拡充や、新規雇用者の創出など、稼ぐ力を創出し、持続可能な地域づくりを目指してまいります。

3点目は、水道料金の値上げの抑制と町のブランディングを目的として、松田町の豊かな水源を活用した新たな商品開発のためのボトルドウォーター生産施設整備事業を予定しています。本事業により水需要が増加することで、水道料金の値上げ幅の抑制及び水道事業の持続的な経営に貢献することを期待しております。また、水を活用した地域産品及び稼げる産業の創出、水資源の豊かな自然環境にある松田町のブランディングによるイメージアップや町外への販路拡大及び販売額の増加、並びに関係人口の創出を目指すものです。

4点目に築28年を経過した健康福祉センターに新たな機能を付加する拠点整備に向けた調査・設計を行う、多世代交流によるにぎわい創出拠点整備事業につきましては、これまで、健康福祉センターという単一機能のみであった施設に新たな機能を付加することによって、単独の機能ではなし得なかった、モノと体験を掛け合わせた付加価値の向上を図る目的の達成、並びに現在課題となっております温浴施設や空調機器などの更新や施設全体の改修を同時に行い、新たな施設等を整備することによって、これまで以上の消費を促すことによ

り、町の負担を抑制してまいります。

5点目にシティプロモーション事業につきましては、松田町が持つ多種多様な魅力を町内外に発信・浸透させるために、新たな商品開発やメディア等を発信した地域の魅力発信、ふるさと納税の強化による税外収入の増加を目指します。

六つ目に、教育施設環境整備を推進することにより、子育て世代の転入超過による人口減少の抑制と税収増加を目指します。そのほかには、外部の資金の活用と戦略的な獲得として、国県の補助制度などの活用や指定管理者制度の積極的な導入による町負担額の抑制を目指します。

次に、3点の御質問にお答えします。西平畑公園は、平成5年度に開園をしてから、本町を代表する観光拠点として、町内外から多くの来訪者を迎えておりますが、開園から32年を経過していることから、西平畑公園を含めた松田山への新たな投資の必要性があるというふうに認識しております。

このため、本町では、松田山の自然環境や眺望を生かし、農地や森林の保全を図り、調和の取れた活性化を協議するため、令和5年度に松田山活性化検討協議会を設置し、協議を重ね、令和7年11月に私に意見書を提出していただきました。この意見書では、「松田山南斜面活性化構想」を策定して、短期的、中長期的、長期的に実施すべき様々な施策がありますが、まず、喫緊の課題の対応といたしまして2点が挙げられました。1点目は、遊歩道にトイレを設置することにより、快適な滞在環境及び西平畑公園からの回遊性を作り出すこと。2点目は、松田山から中央農道、ごめんなさい、西平畑公園から中央農道へ通じる「松田山みどりの風自然遊歩道」を補修することにより、快適な歩行空間の確保及び観光イメージの向上につなげることであります。また、ハーブ館は築28年、子どもの館は築33年、自然館は築32年を経過しており、徐々に老朽化が進んでいるため、長寿命化などの大規模な改修工事が必要になりつつございます。そのほかには、ふるさと鉄道の車両や線路の修繕または更新について検討しなければなりません。このため、安全対策の整備を優先的に進める方針でございます。今後も自然環境を守りながら、松田山南斜面活性化のた

め、回遊性を高め、アクティビティの充実を図るため、協議会の意見書を尊重し、参考にしながら対策を進めるため、令和8年度には松田山全体の将来構想と西平畑公園内の施設整備計画の策定を予定しております。

その上で、整備に必要な予算の確保が最重要であるために、国・県の補助金を活用しながら、可能な限り、計画に沿った環境整備を行い、持続可能な稼ぐマチへの進化という理念のもと、松田山と西平畑公園への投資により、地域経済の活性化につなげられるよう進めてまいります。

以上でございます。

2 番 武 尾 すみません。御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。まず最初にですね、稼ぐマチの方向性というのは、大変重要だというふうには感じました。だからこその確認なのですけれども、本町として、いわゆる稼いでいると判断する具体的な指数、指標としては何か設定なりされているかどうかをお聞きいたします。

参事兼政策推進課長 はい。それでは御質問のほうにお答えをさせていただきます。まずですね、この稼ぐという判断なんですけれども、先ほど町長のほうからありました、まず人口の増加、そして企業関係交流人口の増加、地域活性化及び地域の経済循環を進めるということと、町税収入や町税外、ふるさと納税等の収入を継続的に増加するというために取り組む事業として考えております。

その具体的な各指標につきましては、今ですね、K P I もそうなんですけれども、町の総合計画に位置づけている指標がございます。また総合戦略及び人口ビジョンという総合計画があります。そこではですね、それぞれ将来目標人口の設定を、これまでどおり2040年、1万人を維持するということがあります。またそのほかにですね、社会移動数の指標があります。事業所の、事業者数についてはですね、令和3年に511か所、また目標指標数値としては、令和11年530か所という数値を掲げて今進めております。そのほかですね、それに付随する商工業の販売出荷額の指標、また観光施設の個人消費推計額、そしてスポーツ施設等の利用者数、そして最後にふるさと納税の寄附件数などなど、判断指標として捉えるものとして私は考えております。なおですね、この目標指標

につきましては、総合計画審議会また総合戦略審議会がございます。特にこの総合戦略審議会の審議の中ではですね、地方創生事業を特出しをして、それぞれ、例えばボトルドウォーター事業やスポーツツーリズム事業の評価検証するという形で、学識者等を含めて、県も含めてですね、入ってですね、この事業はどうなっているのか、今後どうするのか、費用対効果が出ているのかということを進めておりますので、引き続きですね、そんな指標を基に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

町 長 今、確かに指標の話があったので、指標の答えは今のでいいと思うんですけど、その指標を目指す必要性とかの話を、ちょっと私のほうからしますね。

内容的には、やっぱり先ほどからいろいろなお話がある。お困り事を解決しなきゃいけない。例えば身近な話も、今、今日話にありましたけど、それも話もありますし、あとはやっぱり公共施設をこうやって持っている以上は、この施設を維持管理していかなきゃならない。学校施設もそうですね。この建物もそうですし、建てて終わりじゃないので。建てて解体するまでが終わりなんですけど、そういった、要は減価償却の感覚というのがなかなかないんですよ。民間さんはね、減価償却の感覚があって、税控除があって、その分、ためているだろうと思いますけど。そういった感覚がないところなので、やっぱり維持管理をずっと継続して、町民サービスをしていくためには維持管理しなきゃいけない、お金をためていかなきゃいけないというようなこともあるんですね。

そのために財政推計というのを松田町はつくらせてもらって、向こう30年近いところまで、20年かな、というところまで、財政推計を立てさせてもらって、その中で、この時期にこのぐらいお金が要るよということで考えたときに、普通に考えて、もうこの時期に、お金、今のまんまやったらお金ないよね。人口は減っていく。じゃあ減っていったら、維持管理できんのかよというようなことがあるので、全国的に減っているから、松田町はしょうがない、だから減っていく中でやっていけばいいんだというと、もうだんだんだんだん経済も縮小していくし、人もいなくなるし、税金もなくなってきた、残った人たち

だけが割り勘効果でおかしくなっちゃうというふうなことが目に見えているんで、そういうことがないように、そのゴールを一つ一つさせてもらって、そのゴールに対して、これをやろう、あれをやろうという指標の、今、話し合っているというふうなことで、やみくもにやっているんじゃないということだけはちょっと御理解いただいて、いただけるとありがたいです。

以上です。

2 番 武 尾 はい。ありがとうございました。

それでは、次にもう一つ、ちょっと確認をしていただきたいことがございまして、いわゆる投資のこの判断の基準になるんですけども、今回の施策は支出ではなくて投資型の行政だというふうに理解しています。投資である以上は、費用対効果をどう評価するのかというのが、今、町長からもありましたが、重要なこととなると思います。本町では投資判断の基準をどのように考えておられるか、もう一度お答えいただければと思います。

町 長 投資の、投資の分の判断はですね、町は基本的に、何ですかね、民間の会社と同じように、事業をやることによって回収をしなきゃいけないという、その極端なところまでは考えるんではならないのかなということもあるので、かかった分は最低でも、要は利用料なり何なりで返してもらいたい。例えば今回のポトルドウォーターの事業につきまして、例に挙げると、約、PRだとかいうことも含めて、3年間で約6億円ぐらいありますけどね。その内の半分を補助金を頂く形と、プラスアルファ、県から補助金もらえるんで、実質的に借りた額に対する利息まで入れると2億、2億8,000万ぐらいということがありますけど、今までは2億8,000万かかったら、もうかかった分はしょうがない。だから、ランニングの分だけちゃんと稼いでいこうよというような発想で、今まで事業していました。実際のところ。健康福祉センターもそうですし、西平畑公園もそうですし。でも、そういうことでは、もうやっぱり、町が負担が大き過ぎるので、それをやるぐらいだったら、その事業を民間にお願いをして、民間でその2億8,000万も、20年間、20年間で稼いでもらって、そこで経営してもらいたいというふうなことが成り立つか成り立たないかで、この事業を投資

するかしないかというのを考えている部分もあります。一方、どうしてもそのハード整備とか維持管理するときにお金の勘定ができないものもあります。例えば、今回の寄の管理センター周辺やっていますけども、グラウンドは収益事業としてやっていますけど、公園整備だとかトイレとか駐車場整備、そこはお金の勘定がちょっとできないものもありますから、これはそういったところを振り分けながら、投資すべきところは、お金の回収ができる投資すべきところ、あとは町民のサービスとして投資すべきところを分けながらやっているところでもございます。一つは町が、とにかく町民の人たちが過度な負担をしないでいいようなところが一つのラインで考えています。その結果、先ほど申したように、松田町のイメージが上がり、松田町に来てもらって、そこで近くで商売してもらっていたりするところが、新たな収益がある。またそこに収益があるんだったら、新しい企業がそこに来るなりして商売をやっていくということで、仕事場として確保できていけば、そこにじゃあ移住しようかなとかいう話になってくるという、流れるような効果を目指しているということになります。

以上です。

2 番 武 尾 はい。ありがとうございました。

投資に対してのですね、回収年数とか経済効果試算など、継続していくか、それとも見直すべきかというような客観的な基準を設けていただきながら、事業等を進めていただけたら、本当に間違えることなく、町に、町が前に進めるんではないかというふうに考えております。

それでは次に、少し細かい質問をさせていただきます。各事業の収支見込みということで、駅前周辺整備事業、スポーツツーリズム事業、あと教育施設改修などの複数の事業があるんですけども、それぞれどの程度の経済効果を見込んでいるか。できれば各課担当課の方に御答弁いただければ。

まちづくり課長 はい。まちづくり課のほうからは、駅周辺事業という御質問を頂戴しましたので、考え方を御説明したいと思います。先ほど町長からも御説明ありましたが、やはり投資した分の回収という考え方は当然前提でございます。今、駅周

辺事業に関しましては、特に北口のその再開発事業、都市計画決定をして、今現在はこれから基本計画、基本設計ですね、基本計画までが一つある中で、都市計画決定をしたと。基本設計に入っていく。詳細はこれからでございます。ただ、この事業を進めるに当たっては、当然補助金も前提になる事業になります。補助金というのは国等に認められていかなければ、この事業の有用性というのを示さなければこの事業はできない。補助金は出ないという考え方になります。その中でですね、よく言うビーバイシーの考え方です。費用便益分析の関係でございますけども、これは国のフォーマットでですね、そもそも、この事業にかかる費用、ビルを造ってから撤去するまで、ここにかかる費用というものを費用と考える。これに対して、便益というのは、このビルがある中でですね、どれだけの収益を出していくか。また地域にどういう波及効果を表すか、これをビーバイシーとして計算式がございますので、この中で、当然これが100%を上回らなければですね、やる意味がない。ということで、こちらについては事前に検証して1を上回る数字を得ております。その中で今補助金の協議もしております。

ちょっともう1個だけお話をさせていただきますとですね、費用、採算性というのはいろんなアプローチがあろうかと思えます。もう1点は、町としてその投資をするわけですね。町としての御負担もさせていただく中でこの事業が進んでいくと。それに対して、町は税金ということで、やはり見なければいけないと思えます。こちらについても、基本計画の段階でですね、一定の考え方というのを検証しております。考え方としては、このビルは、施設ができて、当然施設というのは耐用年数がございます。その耐用年数があって、その中で、耐用年数がある期間の中で、税金もあるわけですね。税金が今までと、この事業ができて後の比較で、要は増加分です。この増加分というものが、町が今回御負担させていただいて、事業を進めていったときに、これが当然回収できなければいけない。この回収というのが、おおむねですね、施設の耐用年数が50年にはいかないんですけれども、これの大体半分近くの年数の中で、これは回収という言葉が適当かあれですけども、できるというような試算

を、今現在はしております。詳細はまたこれからですね、基本設計ができる中で、より詰めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

参事兼観光経済課長 私のほうからはスポーツツーリズムのことについて説明をいたします。このスポーツツーリズムは今年度から行っておるものでございますが、交付金の申請をする際に、K P I といまして、事業業績評価支出を設定しております。経済効果としましては、寄地区施設の全体の観光消費額として、令和8年度事業完了後の6年後であります令和14年度、2032年には2,846万円の増加をK P I では見ております。計測方法としては、毎年、町から町内の各施設などに統計調査を行い計測することと、根拠といたしましては、入込観光客調査の実績に対しまして、本施設が本格稼働に従って、各施設の利用者の増加見込みをしながら目標を設定しているものでございます。

人数としましてはそれぞれございますが、稼ぐという意味では、グラウンドですが、2023年は約3,300だったのに対しまして、目標設定の最終年度であります2032年、令和14年度には2万7,000人、約2万7,000人というような増加を見込んでおるところでございます。

以上です。

教 育 課 長 教育課の教育施設の経済効果ということなんですけれども、御承知のように教育施設でございますので、なかなか稼ぐというのは難しいのかなという考えもある一方です。私どもといたしましては、やはりその事業、教育施設の改修工事を進めていくに当たりまして、やはり国の補助金をしっかり取っていく。また、事業の前倒しということで、ここ3年ほどですね、議会の皆様にお認めいただきまして、前倒しという仕組みを利用して、お金の削減と、あと交付税の増額を図っていくというような取組をしております。

具体例を申し上げますと、令和7年度で申し上げさせていただきますと、例えば国庫補助金のほうはですね、予算額ベースで9,300万ほど獲得をするという計画で実施をしております。これ総事業費が3億4,900万でございますので、約26%ぐらいは国からの補助金を活用して、施設を建てると。また前倒し

というその仕組みを利用して、交付税算入も見込めますので、そういったところが約4,300万ほど、やはり長いスパンで見ると削減できていると。また令和8年度につきましては、同様に松田中学校の体育館の空調であったり、グラウンド照明ですね、そういったものをですね、直していくことによって、また地域の方々にも使っていただくとか、そういったことで経済効果ということで見込んでおります。

以上でございます。

2 番 武 尾 はい。詳細にありがとうございました。

それでは、次のですね、もう一つ事業をお聞きしたいんですが、ボトルドウォーター事業についてお聞きします。この事業は本町のブランド形成として期待している事業でございます。この事業に対してもですね、目標の販売数量などはどのくらいを見込んでいるかお聞きします。

参事兼政策推進課長 それでは御質問にお答えをさせていただきます。

目標販売数でございますが、まずこの事業につきましてはですね、先ほど来、外部資金の活用と戦略的な獲得として、国県の補助金制度の活用と指定管理制度の導入も含めてですね、町の負担を抑えていく取組の一つでございます。現在ですね、地方創生推進事業として申請をしております。この事業につきましてはですね、2分の1の補助ということで、町の負担分を事業期間内20年で、町の負担部分を返そうというような計画で進めております。事業全体の販売売上数につきましては、この計画上では、1年目にですね、おおむね180万本で1億2,000万円の計画を定めております。2年目につきましては290万本で2億円、3年目には390万本2億7,000万円を目指す計画として進めていくもので、4年度以降の自立ということで、3億円を目指す計画で進めているものでございます。なおこれは水と炭酸水合わせての数字目標ということで進めております。

そのほかですね、目標数には、そういうことで事業をやるんですけども、施設の賃借料、先ほど町長言ったとおりですね、町への負担金を年間1,400万円にしていくということで、その町の一般負担分をその20年間でゼロにするとい

う計画で進めるのと同時にですね、町への収入を予定し、水道料金ですね、の部分もさらに年間1,500万円、最大ですけどもね、そういうものが入ってくる形も考えています。なおですね、ふるさと納税につきましても目標数値を定めておりますが、実質ですね、実質の寄附では1,000万ほどの毎年の収入を見込んだ計画として国のほうに申請をしているということで取り組んでおります。

以上です。

2 番 武 尾 はい。ありがとうございます。

ここで確認なんですけども、この件に関して、もしなんですけども、想定を下回った場合の見直しをする基準とか、撤退の判断をするような考えをお持ちになりつつやられているかどうかお聞きします。

町 長 はい。何か高市総理に誰かが質問したような、今からやるのに言わんといてくださいよというような回答になりますけども。はい。基本的にはですね、事業者さんに、これからプロポーザルでね、募集をかけて、結構ハードルの高いその募集になります。それ相応にやっぱり覚悟を持って、やっぱりやってもらわなきゃいけないですし、ただやりたいやりたいでやってしまっ、その先が続かないということにいかないの、通常、しっかりとその辺は考えながらやっていくわけなんですけども。そういった業者さんが何社ぐらい手を挙げてくれるかなというふうな。我々事前のサウンディングでは、3社ぐらいに手を当たって、その事業規模だとか、時間当たり2,000本ぐらいの機械をするのどのくらいお金がかかるとか、いろんな調査をさせてもらいましたけどもね。そういった格好でやっていただくつもりでいます。

そこで、例えば撤退というふうなことになると、やっぱり単一的なやっぱり事業者ではなかなか難しいんだと思うんですよね。この事業をやっている、こっちでは黒字だ、だから少しこっちでも赤字でも大丈夫だというぐらいの余裕を持った会社さんに頼まなきゃいけないのかなというのは、よくやっぱり理解もできますし。それと、あとは、事業の収益については赤字になっても、あくまでも、こちらは、この何ていうかな、利用料を必ず1,400万なら1,400万というふうなことの年間の利用料ということで、お支払いをしていた

だけるのであれば、そこで赤字になろうと黒字になろうと、そこはもう今までの指定管理と全く同じ感覚の中で、事業所、事業所としてやってもらいたい。だから、黒字になっても全部持っていかれるということになるんだったら、やっぱり業者さんとしても事業として成り立たないということもあるでしょうから、基本的にはそういうふうにさせてもらっていますし。どうしても撤退をしなければいけない事業、例えばここが黒字になっても、ほかで赤字になってしまって、全体的にもう会社が成り立たないという話になった場合には、基本的には松田町が直営でやるべきことの部分のところで立てた分を指定管理というふうにしているんで、一旦我々に戻してもらって、そこからまた事業収益があるような事業者さんにまた委託をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

2 番 武 尾 はい。ありがとうございました。

先ほど来のお話の中でですね、やはり、いろいろ事業を行うに当たって、補助金の活用するという事は非常に重要な部分であるとは思いますが。ただ補助金の活用に関しては、終了後は一般財源となってしまいますので、将来の維持管理や維持費等の将来推計を行っていただきながらですね、この補助金についてのちょっと質問というか、お話になるんですけれども、世の中にはですね、補助金があるから事業をしているのではないとか、結果として維持費だけが残るのではないかというような懸念の声も多々あります。そこで、あえて確認をさせていただくんですけれども、本町が進めようとしている稼ぐマチは、補助金を使うためなのか、それとも、必要な事業を実現させるための財源として補助金を充てているのか、あえてお聞きします。

町 長 はい。おっしゃるとおりですね。大事なところだと思います。今やっているのは、冒頭に話をしたように、非常に危機感を持っています。何にもやらなくても済むんだったら、こんないいことないです。ましてや私要らないと思います。恐らく町長さんと役場も要らないと思う。もうただ淡々に事務だけ、言われることだけやってりゃいい。でも、その危機感があるからこそ、ここに誰かしらがいると思うんですよね。その部分をやっぱり解消していかないと、町民

の人たちは不安でしようがないと思います。それをやっぱり知らないということはやっぱりよくないということもあって、昨日、北村議員からの質問だったですかね、とにかく知っていただいて、ある意味運命共同体として、しっかりとやっぱり理解をしてもらいながら、そこには町民の代表である議員の皆さん方にも情報公開しながら、やっぱり一緒にお話ししながら、やっぱり進めていかなきゃいけない事業だというふうに考えておりますんで、やっぱりその感覚があるからこそ、稼ぐというとね、つついイメージが、その一般的なあれかもしれないけど、でも、仕事をしている人たちは、稼がないと生計も成り立たないわけですよ。家でお金が出ていくばっかじゃ、旦那が持ってくる、奥さんが持ってくる仕事じゃ成り立たないから、二人とも仕事しなきゃいけないとか。やっぱりそういうことになってると思うので、その危機感は一般の生活と一緒に思うんです。だから、そういった危機感をなくすために、将来推計を立てながら、確実に、もう住宅ローンと一緒に。もう生活設計しながら、こういうふうやっていって、お金を、ここで借金をして、この分はこのお金で借金を返すんだというふうなことなんかをやりながら、稼ぐまちづくりを今しているところですので、その中には当然、補助金がなくしてできるんなら、こんないい町ないです。財政力指数が本当に0.5ちょっとぐらいしかない。もうこの辺の中では、1番、2番目に低いぐらいの町なので、何かやるにしたら補助金をやっぱり確保しなきゃいけない。ただ補助金も、手を挙げてくださいといってくれるものじゃないんですよ。なので、ほかの町なんかも、さっき教育の分が補助金取れましたといっているように、去年はほかの町はこけているんですよ。うちですよ、補助金取れたのは。それはやっぱり、先ほどから、政治力の話ありましたが、そういったのを確保しながらやっていかない限り、今の松田町の人口のパイがどんどんどんどん少なくなっているのが、ぐっとなったときには、もう全くもって、福祉と障害者サービスにお金どんと持っていかれて、道路1個整備できなくなるようなそんな町にはしたくないので、補助金をうまく活用しながら、駅周辺整備もそうですし、いろんなものを整備していこうというふうなことで、それも含めて、町だけでやるんじゃなく

て、官民連携でやっていこうということで考えておりますので、御安心してくださいますということじゃないですけども、それはもう町が事業をやっていくのであれば、必要なものだというふうに考えています。

以上です。

2 番 武 尾 はい、ありがとうございました。

今回の答弁を通しまして、本町が目指す稼ぐマチは、単に収入を増やすということだけではなくて、将来にわたり住民サービスを守り続けるための挑戦であるというふうに受け止めました。人口減少の時代において、守りだけの行政では町は維持できません。だからこそ投資を行い、稼ぐ力を持つ自治体へ生まれ変わっていく必要があります。

一方で、投資である以上、成果を図り、検証し、改善していく仕組みが不可欠です。成功の基準を明確にし、うまくいったものは伸ばし、そうでないものは見直す、その積み重ねが本当の意味で持続可能な町政になると考えます。本町が掲げたこの方向性は重要な一歩です。ぜひ理念で終わらせず、続く仕組みとして育てていくことを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第9号、武尾哲治君の一般質問を終わります。

受付番号第10号、古谷星工人君の一般質問ですが、欠席しておりますので、一般質問は行いません。

以上で本日本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

なお、この後、10時50分より、議員全員協議会を開催いたしますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。

(10時32分)